



許可第 1048 号

薬局開設許可証

氏 名 株式会社ファルコファーマシーズ
(法人にあつては、名称)

薬局の名称 ファルコ薬局 徳島駅前店

薬局の所在地 徳島市一番町二丁目12番地

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局であることを証明する。

令和 3 年 2 月 9 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門



有効期間 令和 3 年 3 月 6 日から

令和 9 年 3 月 5 日まで

第 345 号

麻薬小売業者免許証

麻薬業務所 所在地 徳島市一番町2丁目12番地
名称 ファルコ薬局 徳島駅前店

麻薬施用者又は麻薬研究者
にあつては、従として診療
又は研究に従事する麻薬診
療施設又は麻薬研究施設
所在地
名称 該当なし

住所 京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3

氏名 株式会社ファルコファーマシーズ

麻薬及び向精神薬取締法第3条第1項の規定により
免許を受けた麻薬小売業者であることを証明する。

令和 7 年 10 月 14 日

徳島県知事 後藤 田 正 純



有効期間 令和 8 年 1 月 1 日 から
令和 10 年 12 月 31 日 まで

ファルコ薬局 徳島駅前店

管理及び運営に関する事項

許可の区分の別	薬局
開設者	株式会社ファルコファーマシーズ 代表取締役 阿部 治
薬局の名称 許可番号・許可年月日 所在地・有効期間	薬局開設許可証(別掲)を参照
管理薬剤師氏名	池上章子 池上 池上
勤務する薬剤師 (担当業務)	藍沢 多美子 (保管、陳列、販売、情報提供、相談) 柏木 利恵 保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談) (保管、陳列、販売、情報提供、相談)
勤務する登録販売者 (担当業務)	なし
取り扱う 一般用医薬品等の区分	薬局医薬品・要指導医薬品・指定濫用防止医薬品 第一類医薬品・指定第二類医薬品 第二類医薬品・第三類医薬品
当薬局勤務者の 区別について	薬剤師: 名札に名字及び「薬剤師」と記載 登録販売者: - その他の勤務者: 名札に名字を記載
営業時間	月～金…9時～18時15分 9時9時 土曜日…9時～13時
営業時間外の相談対応	夜間・休日も対応
相談時・緊急時の連絡先	(夜間転送)

当薬局では調剤基本料 3 ヶ月を算定しています。
当薬局では地域支援・医薬品供給対応加算 1 を算定しています。
当薬局では連携強化加算を算定しています。
当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。
当薬局では在宅薬学総合調整加算 1 を算定しています。
当薬局では調剤ベースアップ評価料を行っています。
当薬局では調剤物価対応料を算定しています。

以下、当局の設備・機能・処方せん応需にあたって提供するサービスの概要です。

1. 当薬局は、厚生労働大臣が定める基準による調剤を行っている保険薬局です。
2. 当薬局は、925品目の医療用医薬品を備蓄しています。
3. 当薬局は、全国のどこの保険医療機関の処方せんでも、調剤致します。
生活保護法、障害者自立支援法、労働者災害補償保険法等の各種公費負担医療も対応しています。
4. 当薬局は、患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」
を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が
処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。
そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、
体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますので
ご協力ください。
相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。
5. 当薬局は、後発医薬品の調剤を積極的に行っています。
6. 当薬局は、医師の指示があるときは、在宅で療養されている患者様宅を訪問して、薬学的管理及び服薬指導等を行います。
7. 当薬局は、時間外・休日・夜間の処方せん調剤問い合わせに応じます。
問い合わせ先：TEL 088-677-4088 薬剤師：池上 章子
尚、平日は19:00以降、土曜日は13:00以降に処方せんを受付した場合は、夜間・休日等加算40点（1点10円：保険の負担割合により金額が異なります）が加算されます。
また、営業時間外に緊急な求めで調剤した場合には、調剤報酬点数に基づいた時間外加算等の加算がされます。
8. 当薬局は、調剤とお薬にかかわる情報の問い合わせに応じます。
問い合わせ先：所在地 〒770-0833 徳島市一番町2丁目12番地
TEL 088-677-4088
FAX 088-677-4099
E-MAIL fph.tokushimaekimae@falco.co.jp
9. 当薬局は、患者様からいただいた情報を医療・調剤の目的以外には使用致しません。

お薬情報内容

ア. 一般名 イ. 剤型 ウ. 規格 エ. 製剤の特徴 オ. 緊急安全性情報、安全性速報
カ. 医薬品・医療機器等安全性情報 キ. 医薬品・医療機器等の回収情報

ファルコ薬局 徳島駅前店

<開局時間> 月～金曜日 9:00～18:15 土曜 9:00～13:00（日祝日休業）



当薬局のサービスについて

当薬局では調剤管理料を算定しています。

患者さまやご家族等から収集した投薬歴、副作用歴、アレルギー歴、服薬状況等の情報、お薬手帳、医薬品リスク管理計画(RMP)、薬剤服用歴等に基づき、薬学的分析及び評価を行った上で、患者さまごとに薬剤服用歴への記録や必要な薬学的管理を行っています。必要に応じて医師に処方内容の提案を行います。

当薬局では服薬管理指導料を算定しています。

患者様の希望により服用薬剤の種類や服用経過などを記録した「薬剤服用歴の記録」を作成し、薬剤によるアレルギーや副作用の有無を確認するとともに、複数の病院・診療所から薬剤が処方されているような場合には、服用薬剤同士の重複や相互作用の有無をチェックします。そのために、処方せん受付時にお薬手帳をお預かり致します。お薬手帳をお持ちで無い場合は、体質・アレルギー・副作用歴、他医療機関等で処方された医薬品・服薬状況等をお伺いしますのでご協力ください。相互作用等の有害事象防止に役立つお薬手帳をご希望の方は、お申し出下さい。

当薬局では電子的調剤情報連携体制整備加算を算定しています。

当薬局ではオンライン資格確認システムを活用し、薬剤情報等を取得・活用することにより、質の高い保険調剤の提供に努めており以下のとおり医療情報取得加算を算定しています。

電子的調剤情報連携体制整備加算・・・8点(処方箋受付1回につき、月に1回限り算定)

マイナンバーカードの利用で調剤情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するため、マイナンバーカード保険証の利用にご協力をお願いいたします。

当薬局では調剤ベースアップ評価料 を算定しています。

- (1)当薬局では勤務する職員の賃金の改善を図る体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険薬局において調剤した場合には、処方箋の受付1回につき、 4点を算定しております。
- (2)令和9年6月以降においては、所定点数の 100分の200に相当する点数により算定いたします。

当薬局では調剤物価対応料 を算定しています。

当薬局において、処方箋を提出した患者に対して調剤した場合に、3月に1回に限り、 1点を算定しております。ただし、令和9年6月以降は、所定点数の 100分の200に相当する点数を算定いたします。

2026年度 調剤報酬点数一覧表

点収について	徴収証、明細書に前記されている項目毎の点数は、1点を10円で計算します。				
バイオ医薬品	バイオテクノロジー応用医薬品(先行バイオ医薬品)と同等/同量の品質、安全性及び有効性を有する医薬品です。				
後発医薬品	先発医薬品の特許期間が切れた後、発売される後発医薬品と同等の医薬品です。				
調剤	医薬品を処方箋通りに調剤する行為です。				
1ファイル処方	病状が変更している患者さんについて、医師の処方により、医師及び薬剤師の適切な連携の下、一定期間内に処方箋を重複利用(3回まで)できる処方箋です。				
調剤基本料					
調剤基本料 (処方箋受付1回につき)	調剤基本料1		47点	保険薬局で調剤する場合の基本点数です。	
	調剤基本料2		30点		
	調剤基本料3	イ	25点		
		ロ	20点		
		ハ	37点		
	特別調剤基本料	ア	5点		
		イ	3点		
複数の調剤医等から処方された処方箋を同時にまとめて受け付けた場合 (当該処方箋のうち、一の処方箋について受付1回につき所定点数の100分の100に相当する点数により算定し、他の処方箋について受付1回につき算定)			所定点数の100分の80		
(1) 算定率が80%以下 (2) 最終率、若しくは係数並びに経過措置に係る取組状況の未確定 (3) かかりつけ薬局に係る取組率1年間の算定率の割合(1月に600回以下の薬局は除く)(イ)、(ロ)、(ハ)のいずれかに該当する薬局は、処方箋受付1回につき特別調剤基本料の算定)			所定点数の100分の50		
分別調剤(長期保存の困難性等)(1分別調剤につき2回まで算定)			5点	医薬品の保存が困難な場合等の理由によって、複数回に分けて調剤することです。	
分別調剤(後発医薬品の採用等)(1分別調剤につき2回まで算定)			5点	先発医薬品を後発医薬品に置き換える場合に、後発医薬品を試した回数する回数日数を算定することです。	
地域支援・医薬品供給対応体制加算 (処方箋受付1回につき)			27点	医薬品の安定供給体制を確保し、後発医薬品の使用率が一定以上の実績がある薬局に対して加算される点数です。	
	イ 地域支援・医薬品供給対応体制加算1		59点	災害や自然災害等の発生時における医薬品供給や患者支援に係る対応など、地域に於いて必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
	ロ 地域支援・医薬品供給対応体制加算2		67点		
	ハ 地域支援・医薬品供給対応体制加算3		67点		
	ニ 地域支援・医薬品供給対応体制加算4		37点		
	ホ 地域支援・医薬品供給対応体制加算5		59点		
	特別調剤基本料Aを算定している場合		所定点数の100分の10		
遠隔強化加算			5点	災害や自然災害等の発生時における医薬品供給や患者支援に係る対応など、地域に於いて必要な役割を果たすことができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
バイオ医薬品調剤加算			50点	バイオ医薬品(インスリン調剤を除く)を調剤した場合に加算される点数です。	
特別調剤基本料Aを算定している場合			所定点数の100分の10		
後発医薬品減算			5点減算	(1) 後発医薬品の調剤単位数の割合が50%以下 (2) 後発医薬品の調剤単位数の割合の定期報告が未実施の場合 (1)(2)のいずれかに該当する場合(処方箋の受付回数が1月に600回以下の薬局は除く)	
在宅調剤加算1			30点	緊急時等の別居時間以外に在宅患者に対応できる体制を整備している場合に加算される点数です。	
在宅調剤加算2	イ 単一調剤設備を有する単一調剤居住者が1人の場合		100点	加算1の体制を整備した上で、在宅患者さんへの高度な調剤管理・指導体制及び十分な実績があり、医療機関の連携や調剤記録又は小児在宅医療に貢献することができる体制を整備している場合に加算される点数です。	
	ロ イ以外の場合		50点		
特別調剤基本料Aを算定している場合			所定点数の100分の10		
電子処方箋調剤加算 (処方箋1回につき)			10点	オンライン処方箋により取得した患者さんの診療・調剤情報を調剤に活用できる体制を有し、マイナ健康証の利用率について一定の実績があり、電子処方箋などにも対応できる体制を有し、調剤したすべての調剤結果を電子処方箋管理システム(登録)してはいる場合に加算される点数です。	
調剤薬局等立地依存加算			15点減算	特定の調剤薬局からの調剤率が一定以上であった薬局で、都市圏で調剤薬局と調剤薬局と密着した立地にある薬局、または、新規開業と同一の敷地内または建物内に所在する薬局は、調剤基本料が減算されます。(既許薬局は除く)	
調剤加算					
内服薬(後発薬及び調剤を除く)(1調剤につき、3調剤まで)			24点	調剤加算が調剤回数にかかわらず	
後発薬(調剤にかかわらず)			21点		
後発薬(1調剤につき、3調剤まで)			190点	調剤加算(調剤回数につき、3調剤まで)	
調剤			190点		
1調剤につき、3調剤まで	イ 7日以下の場合	8日分以上28日以下の場合	190点	調剤加算(調剤回数につき、3調剤まで)	
		(1) 7日以下の場合	10点		
		(2) 8日以上の部分(上記点数+1日分につき)	400点		
		ハ 29日以上の場合	26点		
調剤加算(調剤回数にかかわらず)			26点		
外用薬(1調剤につき、3調剤まで)			10点		
内服薬調剤(1調剤につき)			10点		
後発調剤調剤加算 (注:特許のみ)(1日につき)	イ 中心診療・救急診療	15歳未満の小児の場合を除く	69点	調剤加算(調剤回数につき)	
		15歳未満の小児の場合	237点		
		ロ 救急診療	79点		
		ハ 救急診療	147点		
	ロ 救急診療	15歳未満の小児の場合を除く	69点	調剤加算(調剤回数につき)	
		15歳未満の小児の場合	137点		
		ハ 救急診療	137点		
		15歳未満の小児の場合	137点		
調剤加算(調剤回数につき)			70点	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			8点	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			8点	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			8点	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			100%加算	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			140%加算	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			200%加算	調剤加算(調剤回数につき)	
調剤加算(調剤回数につき)			40点	調剤加算(調剤回数につき)	
自家調剤加算	イ 調剤等	手製又は調剤を分断する場合	所定点数の100分の20	自家調剤加算	
		(1) 調剤等の内服薬(7日分につき)	20点		
		(2) 調剤等の外用薬(1調剤につき)	90点		
		(3) 調剤(1調剤につき)	45点		
		(4) 調剤(1調剤につき)	90点		
		(5) 調剤(1調剤につき)	75点		
計量混合調剤加算	イ 調剤等	(1) 調剤(1調剤につき)	35点	計量混合調剤加算	
		(2) 調剤(1調剤につき)	45点		
		(3) 調剤(1調剤につき)	80点		
		(4) 調剤(1調剤につき)	80点		

取り扱い可能な公費医療負担

- 生活保護法に基づく指定
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく指定（結核医療）
- 戦傷病者特別援護法に基づく指定
- 母子保健法に基づく指定
- 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく指定
- 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律に基づく指定
- 障害者自立支援法に基づく指定（精神通院医療）
- 障害者自立支援法に基づく指定（育成医療・更生医療）
- 労働者災害補償保険法に基づく指定（労災医療）
- 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定
- 児童福祉法に基づく指定（未熟児指定養育）
- 肝炎治療特別促進事業に係る医療費助成制度

患者様の個人情報保護について

当薬局では、患者様に安全かつ適切にお薬を使用していただくために、**患者様の氏名、ご住所、ご連絡先のほか、生年月日**や体質、生活習慣などをご確認させていただいております。

私どもは、患者様からご提供いただいたこれらの個人情報を大切なものであると認識し、

以下の通り慎重に管理およびお取り扱いいたします。

- ✓ 個人の人格尊重の理念のもと、個人情報保護法および薬事法ほか、関連法令・規定等を遵守します。
- ✓ 患者様の個人情報は、お薬に関する安全確保や個々の患者様に応じた情報提供のために収集しているものであり、この目的の範囲を超えて取り扱うことはありません。
- ✓ 個人情報を秘密保持し、お薬の処方に関連して必要となる医療機関への照会や保険請求業務、法的義務を伴う行政機関等への報告以外には、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することはありません。
- ✓ 個人情報の安全管理に努め、漏えいや滅失、改ざん、不正アクセスなどを防止する措置をとっています。

**詳細につきましては、薬局スタッフに
当社「個人情報保護方針」をお申し付けください**

個人情報保護方針

当社は、「人々の健康を支え、いい人生を提供すること」をミッションに事業活動を行っております。事業継続にあたり、個人情報を保護することは企業の社会的責任と捉え、個人の人格尊重の理念の下、慎重に取り扱われるべきものと深く認識しております。当社は、下記の方針を制定し、個人情報保護に努めてまいります。

個人情報の取得、利用及び提供

当社は、個人情報の利用目的を事業活動の範囲内で明確に定め、適切に取得、利用、提供いたします。また、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことはいたしません。

法令及び関係規範の遵守

当社は、個人情報の取り扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守いたします。

個人情報の漏えい、滅失または毀損の防止及び是正

当社は、個人情報への不正アクセス、個人情報の漏えい、滅失または毀損を防止及び是正するため、合理的な安全管理措置を講じます。

苦情及び相談への対応

当社は、取り扱う個人情報の開示、訂正、削除、利用停止等の請求及び苦情に関する窓口を設置して対応いたします。

個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善

当社は、個人情報保護マネジメントシステムを運営するにあたり、管理する責任者を定め、継続的に見直しを行い改善いたします。

個人情報保護方針に関するお問い合わせ先

〒606-8357 京都市左京区聖護院蓮華蔵町44番地3
株式会社ファルコファーマシーズ
TEL 075-746-5018
(受付 月～金 9:00～17:30となっております。祝日は除く)

平成24年4月1日制定
令和5年6月19日改訂

株式会社ファルコファーマシーズ
代表取締役社長 阿部 治

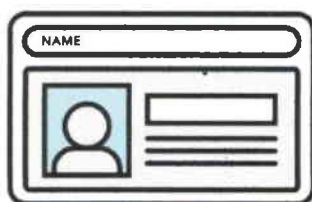
薬局ご利用の皆様へ



処方せんの有効期限は
発行日を含めて

4日以内です

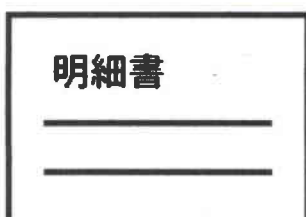
有効期限を過ぎると薬局では受付できなくなり、
医療機関での再発行が必要です



マイナンバーカード 資格確認証

ご提示をお願いいたします

よりよい医療の提供の為に、マイナンバーカード
は毎回ご提示ください



個別の調剤報酬の算定項目の分かる

明細書をお渡ししています

当薬局では、調剤の透明化や患者様への情報提供を
積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際
に個別の調剤報酬の算定項目の分かる明細書を無料
で発行いたします

明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨
お申し出ください

窓口での 支払い金額が 変わります

調剤報酬改定に伴い
令和8年6月1日より、
患者様の窓口での負担額が
変更となります。

ご了承くださいますようお願い申し上げます。

バイオ医薬品をお使いの皆様へ

効果や安全性はそのままに経済的負担を軽減する

バイオシミラー

というお薬があります

[バイオシミラー (バイオ後継品) とは？]

- ジェネリック医薬品と同じように、先行バイオ医薬品の特許が切れた後にほかの製薬会社から発売されるお薬です
- 先行バイオ医薬品と同等／同質の品質、安全性および有効性が様々な試験により確認されています
- 先行バイオ医薬品よりも低価格なため、患者さんの医療費負担の軽減が期待されます。

[バイオシミラーが使われている病気の例]

がん・クローン病・潰瘍性大腸炎・関節リウマチ・乾癬
低身長症・糖尿病・腎性貧血・骨粗しょう症など
・詳しくは医師または薬剤師にお尋ねください

当薬局はバイオシミラーの
調剤を積極的に行っております

2026年5月作成

ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

〔安心・信頼〕

・国の厳しい審査をクリア

ジェネリック医薬品は国の厳しい審査をクリアしたもののだけが承認されています。有効性や安全性、品質も新薬と同等です。

・低価格で個人負担が軽くなる

新薬と同じ有効成分を使用し、開発費用が抑えられるので、低価格です。医療の質を落とすことなく、経済的負担が軽くなります。

〔未来のために〕

・医療費を有効活用

個人負担の軽減だけでなく日本全体の医療費の効率化が可能です。その医療費は新技術や新薬の導入に活用できます。

・医療保険制度を次の世代に引き継ぐ

少子高齢化が急速に進む中、現在の優れた医療保険制度を維持し、子どもたちや次の世代に引き継いでいくことに貢献します。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師・薬剤師にご相談ください。

2023年5月作成

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品(ジェネリック医薬品)
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします

夜間・休日等加算について

下記の時間帯に薬局で
処方せんを受け付けた場合、
一部負担金が高くなることがあります

日曜日及び祝日

12月29日、30日、31日

1月2日及び3日は休日として取り扱います

平日

午後7時～午前0時
午前0時～午前8時

土曜日

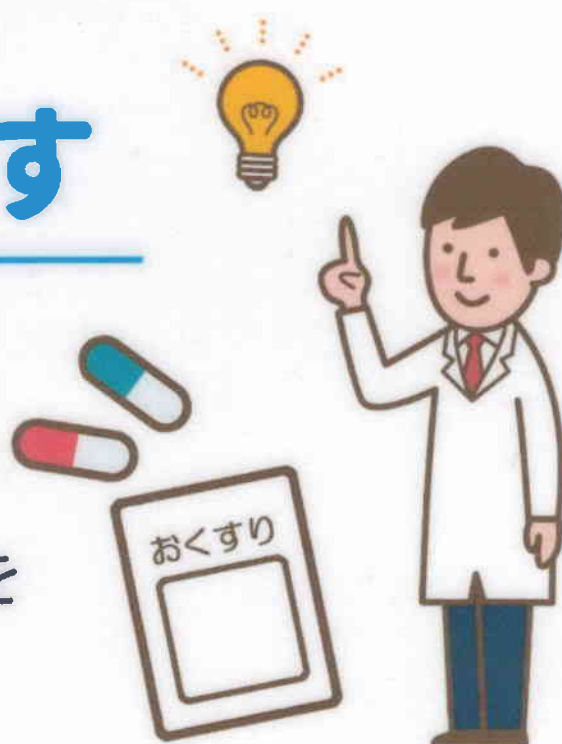
午後1時～午前0時
午前0時～午前8時

患者様にはご負担をお掛けしますが
ご理解の程よろしくお願いいたします

2023年5月作成

在宅医療を 推進しています

薬剤師がご自宅を訪問し
薬の飲み方・使い方や
残薬確認などの服薬支援を
行っております。



ジェネリック医薬品の 利用促進に ご協力をお願いします

当薬局では後発医薬品を数多く取り揃えています。
ジェネリック医薬品の疑問にもお答えします。

詳しくは薬局スタッフまでお尋ねください。

訪問薬剤管理指導に関するご案内

在宅で療養中の患者様のうち通院が困難な場合、調剤後お宅を訪問して薬剤服薬の指導および管理のお手伝いをさせていただきます。

在宅での管理状況が改善されれば中止可能ですので短期間のご利用もお勧めです。ご希望される場合お申し出下さい。(医師の了解と指示が必要です。)

[医療保険のみお持ちの方]	[介護保険をお持ちの方]
在宅患者訪問薬剤管理指導	居宅療養管理指導および 介護予防居宅療養管理指導
・同じ建物内で療養中の方が 1名のみ 650点/回 ・同じ建物内にて療養中の方が 2～9名 320点/回 10名以上 290点/回 自己負担率により金額が変わります。 麻薬の必要な場合は100円が加算されます。 月4回まで訪問可能です。	・在宅で療養中の方 518点/回 ・老人ホーム等で療養中の方 2～9名 379点/回 10名以上 342点/回 自己負担率や厚生労働省が定める地域により金額 が異なることがあります。
点数は全て1点＝10円です。計算例)10点＝100円 (3割負担の方は30円、2割負担の方は20円、1割負担の方は10円の負担です。)	

ファルコ薬局 徳島駅前店

管理薬剤師：池上 章子

徳島県知事指定介護保険事務所 第2453号

[営業日・営業時間]

平日： 9時～ 18時15分

土曜： 9時～ 13時

日曜・祝日：休み

[所在地]

徳島市一番町2丁目12番地

[連絡先]

TEL:088-677-4088

FAX:088-677-4099

指定居宅療養管理指導事業者運営規程

(事業の目的)

第1条

1. **ファルコ薬局徳島駅前店**(指定居宅サービス事業者)が行う居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導(以下、「居宅療養管理指導等」という。)の業務の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、**ファルコ薬局徳島駅前店**の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。
2. 利用者が要介護状態または要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、担当する薬剤師は通院困難な利用者に対してその居宅を訪問し、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(運営の方針)

第2条

1. 要介護者または要支援者(以下、「利用者」という)の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
2. 地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
3. 適正かつ円滑なサービスを提供するため、以下の要件を満たすこととする。
 - ・保険薬局であること。
 - ・在宅患者訪問薬剤管理指導の届出を行っていること。
 - ・麻薬小売業者としての許可を取得していること。
 - ・利用者に関して秘密が保持でき、利用者やその家族、連携する他職種者と相談するスペースを薬局内に確保していること。但し、他の業務との兼用を可とする。
 - ・居宅療養管理指導等サービスの提供に必要な設備および備品を備えていること。

(従業者の職種、員数)

第3条

1. 従業者について
 - ・居宅療養管理指導等に従事する薬剤師を配置する。
 - ・従事する薬剤師は保険薬剤師の登録を行う。
 - ・従事する薬剤師の数は、居宅療養管理指導等を行う利用者数および保険薬局の通常業務等を勘案した必要数とする。
2. 管理者について
 - ・常勤の管理者1名を配置する。但し、業務に支障がない限り、**ファルコ薬局徳島駅前店**の管理者との兼務を可とする。

(職務の内容)

第4条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の提供に当たっては、医師および歯科医師の交付する処方せんの指示に基づき訪問等を行い、常に利用者の病状および心身の状況を把握し、継続的な薬学的管理指導を行う。また、医薬品が要介護者のADLやQOLに及ぼしている影響を確認し適切な対応を図るなど、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切に行う。
2. 訪問等により行った居宅療養管理指導等の内容は、速やかに記録を作成するとともに、処方医等および必要に応じ介護支援専門員、他のサービス事業者に報告する。

(営業日および営業時間)

第5条

1. 原則として、営業日および営業時間は保険薬局として許可された営業日、営業時間とする。但し、国民の祝祭日、年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
2. 通常、**月～金曜日の午前9時～午後6時15分、土曜日の午前9時～午後1時**とする。
3. 利用者には、営業時間外の連絡先も掲示する。

(通常の事業の実施地域)

第6条

1. 通常の実施地域は、**徳島市内**の区域とする。

(指定居宅療養管理指導等の内容)

第7条

1. 薬剤師の行う居宅療養管理指導等の主な内容は、次の通りとする。
 - ・処方せんによる調剤(患者の状態に合わせた調剤上の工夫)
 - ・薬剤服用歴の管理
 - ・薬剤等の居宅への配送
 - ・居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
 - ・使用薬剤の有効性に関するモニタリング
 - ・薬剤の重複投与、相互作用等の回避
 - ・副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
 - ・ADL、QOL等に及ぼす使用薬剤の影響確認
 - ・使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
 - ・麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
 - ・病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導
 - ・患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
 - ・在宅医療機器、用具、材料等の供給
 - ・在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
 - ・その他、必要事項(不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等)

(利用料その他の費用の額)

第8条

1. 利用料については、介護報酬の告示上の額とする。
2. 利用料については、居宅療養管理指導等の実施前に、予め利用者またはその家族にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得ることとする。
3. 居宅療養管理指導に要した交通費は、薬局からの往復交通費を実費徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 居宅療養管理指導等を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じた場合には、速やかに主治医等に連絡する。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

1. **ファルコ薬局徳島駅前店**は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため定期的な研修の機会を設け、また質の保証がでさうる業務態勢を整備する。
2. 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
4. サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくこととする。
5. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、**ファルコ薬局徳島駅前店**と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

本規程は平成20年4月1日より施行する。

お客様各位

医薬品の適正な使用について

お客様の健康を守るため、下記に取り組んでおります。
ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

1. 当店では濫用等の「適切な使用以外の目的での医薬品等の購入」をお断りします。
2. 濫用等のおそれのある医薬品を購入される場合、下記の対応をさせていただきます。
 - ①購入者が若年者(高校生以下)の場合、氏名・年齢を確認します。
 - ②販売は原則おひとり様1個とさせていただきます。
 - ③複数個購入をご希望の際には理由を確認します。
 - ④「薬物濫用・薬物依存」の疑いがある場合には、しかるべき対処をし、法令に基づき副作用報告を行います。
3. 市販の医薬品による対応が適切でないと判断した場合、受診等を勧めます。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則 第15条の2(抜粋)

- 一 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、次に掲げる事項を確認させること。
 - イ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が若年者である場合にあっては、当該者の氏名及び年齢
 - ロ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者及び当該医薬品を使用しようとする者の他の薬局開設者、店舗販売業者又は配置販売業者からの当該医薬品及び当該医薬品以外の濫用等のおそれのある医薬品の購入又は譲受けの状況
 - ハ 当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする者が、適正な使用のために必要と認められる数量を超えて当該医薬品を購入し、又は譲り受けようとする場合は、その理由
 - ニ その他当該医薬品の適正な使用を目的とする購入又は譲受けであることを確認するために必要な事項
- 二 当該薬局において医薬品の販売又は授与に従事する薬剤師又は登録販売者に、前号の規定により確認した事項を勘案し、適正な使用のために必要と認められる数量に限り、販売し、又は授与させること。

ファルコ薬局徳島駅前店

お薬の販売方法について

分類と外箱表示

陳列方法

情報提供と相談への対応

要指導医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要で、新しく市販された成分等を含むもの

販売時に薬剤師による対面での情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

第一類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品のうち、その使用に関し特に注意が必要なもの(要指導医薬品を除く)

販売時に薬剤師による情報提供を適切に行うため、鍵をかけた場所か消費者が直接手の触れられない場所に陳列します

薬剤師が書面を用いて、適正使用のため必要な情報の提供を行います

第二類医薬品

副作用等により日常生活に支障を来す程度の健康被害が生ずるおそれがある医薬品(要指導医薬品、第一類医薬品を除く)

第一類医薬品と同様、販売時に情報提供を行う機会を確保しやすいよう、情報提供を行う場所(7m以内)に陳列します

※指定第二類医薬品は、第二類医薬品のうち、特別の注意を要する医薬品です。

『してはいけないこと』の確認をおこない、使用について薬剤師や登録販売者にご相談ください

薬剤師または登録販売者が適正な使用のため必要な情報提供に努めます

第三類医薬品

第一類医薬品及び第二類医薬品以外の一般用医薬品

法令では直接手に取ることができる陳列でもよいとされていますが、当薬局では、情報提供を行いやすい場所に陳列します

一般用医薬品

※医薬品の安全使用のために症状等の情報をお伺いさせていただくことがあります。個人情報保護法等に基づき適切に管理を行い、医薬品の安全使用以外の目的で利用はしません。

健康被害救済制度

医薬品の副作用等で健康被害を受けられた方を救済する公的な制度があります。

独立行政法人 医薬品医療機器総合機構
0120-149-931

苦情相談窓口

徳島県薬剤師会
088-655-0025

徳島県薬務課
088-621-2230